

「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」の結果について

平成 26 年 2 月 24 日
中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議

1. 背景

平成 25 年 12 月 11 日に開催された「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を受け、都道府県ごとに関係省庁等の担当者が出向き、中小企業・小規模事業者向けの年末金融やそれ以外の各種施策等に関する相談対応を実施。

2. 実績概要

- ◆開催時期：平成 25 年 12 月 18 日（水）～27 日（金）
各日、原則 10：00～16：00
- ◆開催場所：各都道府県（全 52 箇所）
※北海道は札幌市・函館市・旭川市・帯広市の 4 箇所、
東京都は中央区・新宿区・立川市の 3 箇所で開催。
※19 箇所では経済対策等の説明会も合わせて開催。
- ◆対応機関等：都道府県、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、税理士、社会保険労務士
※一部の地域では、沖縄振興開発金融公庫、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構も参加。被災三県では復興庁等も参加。
- ◆相談対応総数：相談来訪 309 社、相談 472 件
※うち、小規模企業者 199 社
※説明会来訪者約 1,070 名
- ◆相談内容：年末金融（28%）、設備投資（21%）、海外展開（10%）・雇用（10%）に関する相談が大半を占める。
- ◆相談会実施手法：相談者の希望する相談内容に応じて、関連する担当者を充て、予め設置した数箇所の個別ブースの中で、個別に相談対応を実施。

3. 相談会利用者からの相談内容の例（⇒は対応内容）

- ・設備が災害のため破損し使用不可能になった。新規設備設置において活用できる支援策はないか。
（⇒ものづくり補助金などの支援策を紹介し、手続きを説明。）
- ・金融支援策を利用するに当たっての必要な書類や手続きを教えてほしい。
- ・海外展開において注意すべきことやアドバイスがあれば教えてほしい。
（⇒JETROにおいて実施する支援策や各国の規制などを紹介。）
- ・雇用調整助成金の要件を教えてほしい。
- ・下請補助金の要件や下請法の適用範囲について教えてほしい。